

倫理綱領

1.生命の尊厳

職員は、利用者様の生命・身体の安全及び自由に対する権利について最大限尊重します。

2.人権の擁護

職員は、いかなる理由によっても差別をせず、いかなる場合であっても暴力・暴言等の虐待並びに身体拘束は許されない行為であると自覚し、福祉サービス利用者様の人権をあらゆる知識と技術を駆使して擁護します。

3.自主性の尊重

職員は、利用者様本意のサービス提供に努め、利用者様の意見・主張に耳を傾けるのは勿論のこと、積極的に情報を提供し、利用者様自らが選択できるように配慮のうえ、自己決定したことを尊重し、行動が実現できるように積極的な援助に努めます。

4.個人の尊重

職員は、人生・生活観の異なる利用者様一人ひとりの人としての個性・主体性・可能性を尊び、安心と誇りを持って心豊かで潤いのある生活を共に作り上げるように努めます。

5.プライバシー・財産の保護

職員は、利用者様のプライバシーの保護、秘密の保持並びに私物管理及び私的空間と時間の確保に配慮し、財産の適正管理を推進し、利用者様との信頼関係の保持に努めます。

6.地域社会との交流・協力

職員は、利用者様が地域社会の一員として生活していくために、理解・協力を得られるように地域社会に働きかけ、社会資源を効果的に利用し、関係機関・諸団体との連携のもとに社会参加・交流の促進を図ります。

7.専門的な支援の確立

職員は、福祉事業の役割と使命を自覚し、専門的知識、技能の向上を目指して日々研鑽に努め、利用者様が生きがいのある、健全で充実した人生が送れるように継続的に支援を行い、広く社会から信任を受けられるように努めます。

8.コンプライアンスの遵守

職員は、法人の理念・指針・職員倫理綱領及び法人が定めた諸規定・規則の遵守は勿論のこと、事業遂行に必要な関係法律を学び理解し法令遵守に努めます。